

鹿児島地域流域治水協議会規約の改定について

1 改定理由

鹿児島地域流域治水協議会において、事業実施中の河川や水位周知河川の7水系について、令和3年度までに「流域治水プロジェクト」を策定し公表したところであるが、今回、鹿児島地域振興局管内の残る18水系の二級河川について、「流域治水プロジェクト」を策定、公表するため規約の改定を行うものである。

2 改定内容

第3条（対象流域；別紙1）

個別水系「流域治水プロジェクト」

新川、甲突川、稻荷川、脇田川、永田川、神之川、大里川
(7水系)

その他水系「流域治水プロジェクト」

鹿児島市：田貫川、貝底川、八幡川、愛宕川、和田川、
野尻川、持木川、恩川
(8水系)
日置市：江口川、大川、永吉川、小野川、伊作川
(5水系)
いちき串木野市：土川川、平身川、荒川、五反田川、八房川
※ ____：姶良市、薩摩川内市流域含む
(5水系)

第5条（協議事項；(2)）

別紙1の改定に伴い

個別水系「流域治水プロジェクト」及びその他水系「流域治水プロジェクト」
に区分

第6条（幹事会）

別紙1の改定に伴い

個別水系「流域治水プロジェクト」は、水系毎に幹事会
その他水系「流域治水プロジェクト」は、その他水系幹事会
を設置

その他

上記改定に伴い、鹿児島地域流域治水協議会名簿の改定及び
その他水系幹事会名簿の追加等。